

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は、平成27年11月26日の一億総活躍国民会議において、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべく対策」をまとめた。とりわけ、「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策の中では、「最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起」として、最低賃金について、年率3%程度を目途として引き上げていき、全国加重平均が1,000円となることを目指している。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図るとしている。

一方、平成28年春闘は、「底上げ・格差是正」をキーワードとして、3年連続での2%台の賃上げがなされたが、伸び率と金額は共に過去2年に比べて鈍化しており、平成27年度の神奈川県最低賃金の水準は905円と、未だワーキングプアを解消できない水準である。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
- 3 国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
- 4 公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて

小田原市議会